



港区社会的養育推進計画

Minato City Social Upbringing Promotion Plan

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度
（素案）（Draft）



港区里親制度普及啓発キャラクター さとみん

港 区

計画素案に記載されている指標値、取組等については、国の動向や令和7年度当初予算編成の進捗などを踏まえて修正する可能性があります。

港区社会的養育推進計画の策定に当たって

あいさつ文

目次

第1章 総論.....	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の概要と目的.....	2
3 計画策定における区の考え方	3
4 計画の位置付け	3
5 計画期間.....	3
6 計画の策定と策定後の推進体制.....	4
7 計画の基本方針	5
8 計画の実施に向けて	8
 第2章 区の現状と取組.....	9
I 社会的養育に関する現状と今後の見込み.....	9
1 児童(0歳～17歳)人口	9
2 代替養育を必要とする子どもの数の現状と見込み	10
3 里親等に委託措置する子どもの数の現状と見込み	11
4 施設で養育が必要な子どもの数の見込み	13
5 自立支援を必要とする社会的養護経験者等(18歳以降)の現状と見込み	14

Ⅱ 具体的な取組.....	15
施策1 全ての子どもの最善の利益を守る環境の整備	15
1 支援が必要な妊産婦と子育て家庭等への支援	15
施策2 社会的養育が必要な子どもへの適切な支援体制の構築	20
1 区独自の児童相談体制の強化	20
2 代替養育を必要とする家庭への支援.....	24
施策3 社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる 養育環境の確保.....	27
1 家庭と同様の環境における養育の推進.....	27
(1) 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進..	27
(2) 特別養子縁組の推進.....	34
2 施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備.....	40
3 社会的養護のもとで育つ子どもの自立に向けた取組.....	44
4 一時保護された子どもへの支援体制の強化.....	48
5 子どもの権利擁護.....	53
第3章 参考資料.....	58



第1章 総論

1 計画策定の背景

全国の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は年々増加しています。「児童虐待の防止等に関する法律」が施行される前の平成11(1999)年度は、11,631件でしたが、令和4(2022)年度は214,843件と約18.5倍になり、子育てに困難を抱える世帯が顕在化しています。

こうした中、平成28(2016)年の児童福祉法の改正において、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適切でない場合にあっては、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう（中略）必要な措置を講じなければならない」という「家庭養育優先の理念」が規定されました。さらに、この理念を踏まえ、平成29(2017)年に国の検討会で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「里親等委託率（乳児院及び児童養護施設に入所措置されている子ども及び里親及びファミリーホームに委託されている子どもの合計数に占める里親及びファミリーホームに委託されている子ども数の割合。以下同じ。）を、乳幼児は、概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に75%以上、学童期以降の児童は、概ね10年以内に50%以上」とする目標が示されました。また、特別養子縁組の成立件数についても、「5年後に年間1,000人以上」とする目標が示され、里親等委託の更なる推進が求められることになりました。

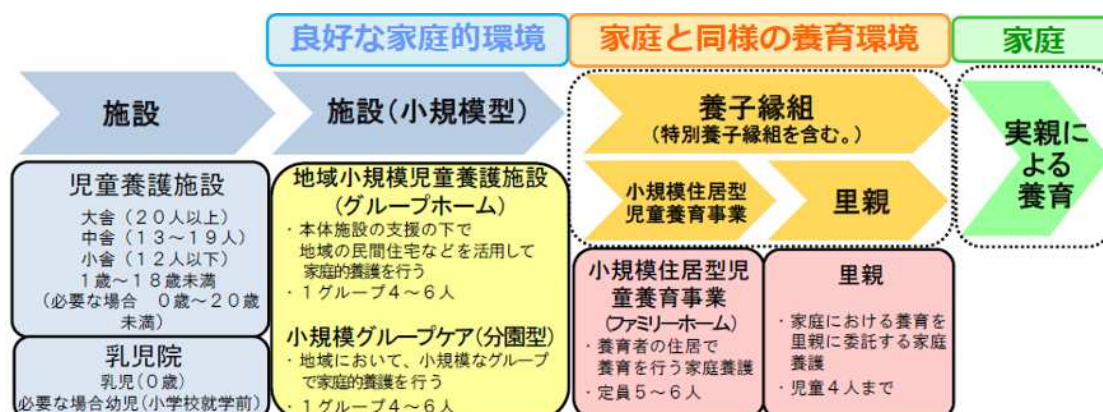
区は令和3(2021)年4月に児童相談所を開設しました。児童虐待、非行、障害、育成など児童に関わる様々な相談に対し、併設する子ども家庭支援センターとともに、相談に至るまでの予防から調査、支援・指導、一時保護、施設等への入所措置、家庭復帰に至るまで、切れ目なく迅速に対応する地域一体となった相談支援体制を整えています。開設以降、相談件数は増加しており、子どもの迅速な安全確保やアセスメントが必要な場合に実施する一時保護は、令和5(2023)年度は、年間68件となっています。一時保護解除後、約7割の児童は帰宅し、児童相談所や子ども家庭支援センターが地域の関係機関と連携しながら関わりを継続していることから、在宅支援体制の更なる充実も求められています。

また、令和5(2023)年度末現在28名の児童が児童養護施設又は乳児院で、10名の児童が里親家庭等(※1)で生活しています。区は、民間機関と連携した里親養育包括支援(フォostタリング)事業を実施し、里親支援を総合的に推進していますが、区の子どもの里親等への委託率は26.3%(令和5(2023)年度末)に留まっており、里親等委託の更なる推進が課題となっています。

令和4(2022)年6月に児童福祉法が改正され、子どもの養育環境の支援強化と子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための様々な措置が講じられました。この法改正を踏まえ、各都道府県(児童相談所設置市を含む。)に対し、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度を期間とする、「社会的養育推進計画」の策定(令和6(2024)年度中)が求められることになりました。

※1 里親(養育家庭、養子縁組里親、親族里親、専門養育家庭)、ファミリーホーム

【《参考》家庭と同様の環境における養育の推進】



(出典)こども家庭庁資料「社会的養育の推進に向けて」

2 計画の概要と目的

社会的養育推進計画は、社会的養育(※2)の現状を踏まえ、課題解決に向けた基本的考え方や、体制整備に向けた取組の方向性、具体的将来像等について示すものです。

令和3(2021)年4月に児童相談所設置市となった区として、様々な事情により保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭に対し、地域が一体となり、子どもの権利を守りながら、個々の状況に合わせた支援を行い、児童一人ひとりの健やかな成長や発達及び自立を保障することを目的として、区独自の計画を策定します。

- ※2 社会的養育…家庭で暮らす子どもとその家庭に対する養育支援から、代替養育(※3)を受けている子どもの養育まで広く対象とするもの。
- ※3 代替養育…保護者に代わって、子どもを施設や里親等のもとで養育すること。

3 計画策定における区の考え方

特別区の児童相談所は、東京都と連携し、児童養護施設、乳児院等の施設や里親等の社会的養護(※4)の資源を広域で利用し合うなど、他の児童相談所設置市にはない特徴があります。また、区は児童相談所設置市であるとともに、区市町村の子ども家庭施策を担う自治体でもあり、各施策を切れ目なく一体的に実施することができる強みがあります。

区が初めて策定する本計画は、国が策定要領で示す記載事項を踏まえつつ、区の実情に合わせた内容とし、より実効性のあるものにします。

- ※4 社会的養護…保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

4 計画の位置付け

港区社会的養育推進計画は、支援が必要な妊産婦や子育て家庭について、地域における支援の取組強化もめざすものであることから、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」と整合を図ります。また、区の総合計画である「港区基本計画」や、「港区地域保健福祉計画」等とも整合を図ります。さらに、社会的養護の資源（施設や里親等）を東京都全体で活用していることなどを踏まえ「東京都社会的養育推進計画」も見据えながら策定します。

5 計画期間

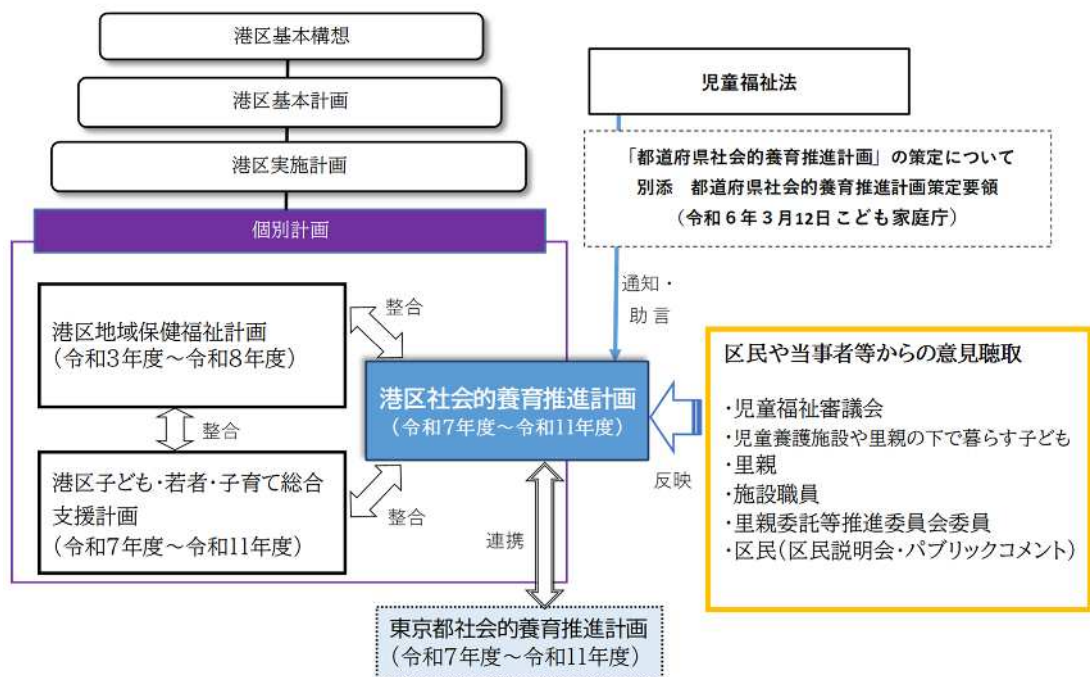
本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

6 計画の策定と策定後の推進体制

本計画の策定に当たっては、一時保護施設、児童養護施設、乳児院、里親等のもとで暮らす子どもや、区内の里親、港区里親委託等推進委員会、港区児童福祉審議会（社会的養育推進計画策定部会）等からの意見のほか、区民説明会やパブリックコメントをとおして広く区民から意見を聞き、内容に反映しました。

計画策定後は、取組の進捗を定期的に評価し、その結果を港区児童福祉審議会に報告して必要に応じた見直しを行う等、適切にPDCAサイクルを運用します。

【港区社会的養育推進計画の位置付け】



関連計画の詳細



7 計画の基本方針

区の全ての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、最善の利益を保障され、家庭又は家庭と同様の養育環境のもとで、健やかに育ち自立できるよう、地域が一体となって、子どもを守る社会的養育体制を構築します。

施策 1 全ての子どもの最善の利益を守る環境の整備

全ての子どもが、生まれ育った環境に左右されず、その最善の利益を常に守られながら成長できるよう、地域社会全体で、子どもと家庭を支援します。

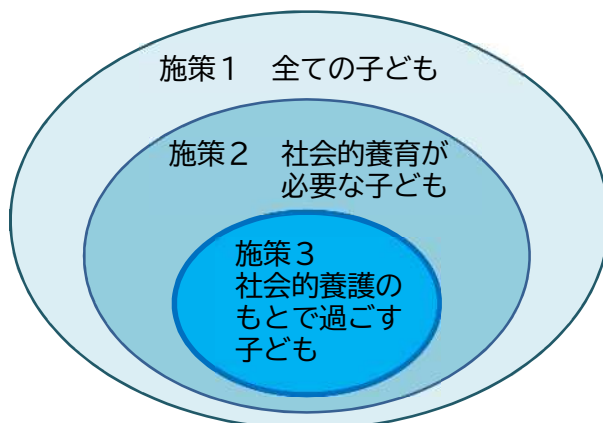
施策 2 社会的養育が必要な子どもへの適切な支援体制の構築

社会的養育を必要とする子どもたち一人ひとりが、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、妊娠期から、家庭での生活、施設入所等の措置期間における生活、措置解除後の家庭復帰、自立に至るまで、あらゆる場面における支援体制を強化します。

施策 3 社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保

一時保護所、里親、ファミリーホーム、児童養護施設や乳児院等の社会的養護のもとで過ごす子どもたちが、安心して生活することができるよう、家庭と同様の養育環境を確保します。

各施策の対象イメージ



《社会的養育》

家庭で暮らす子どもとその家庭に対する養育支援から、代替養育を受けている子どもの養育まで広く対象とするもの。

《社会的養護》

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

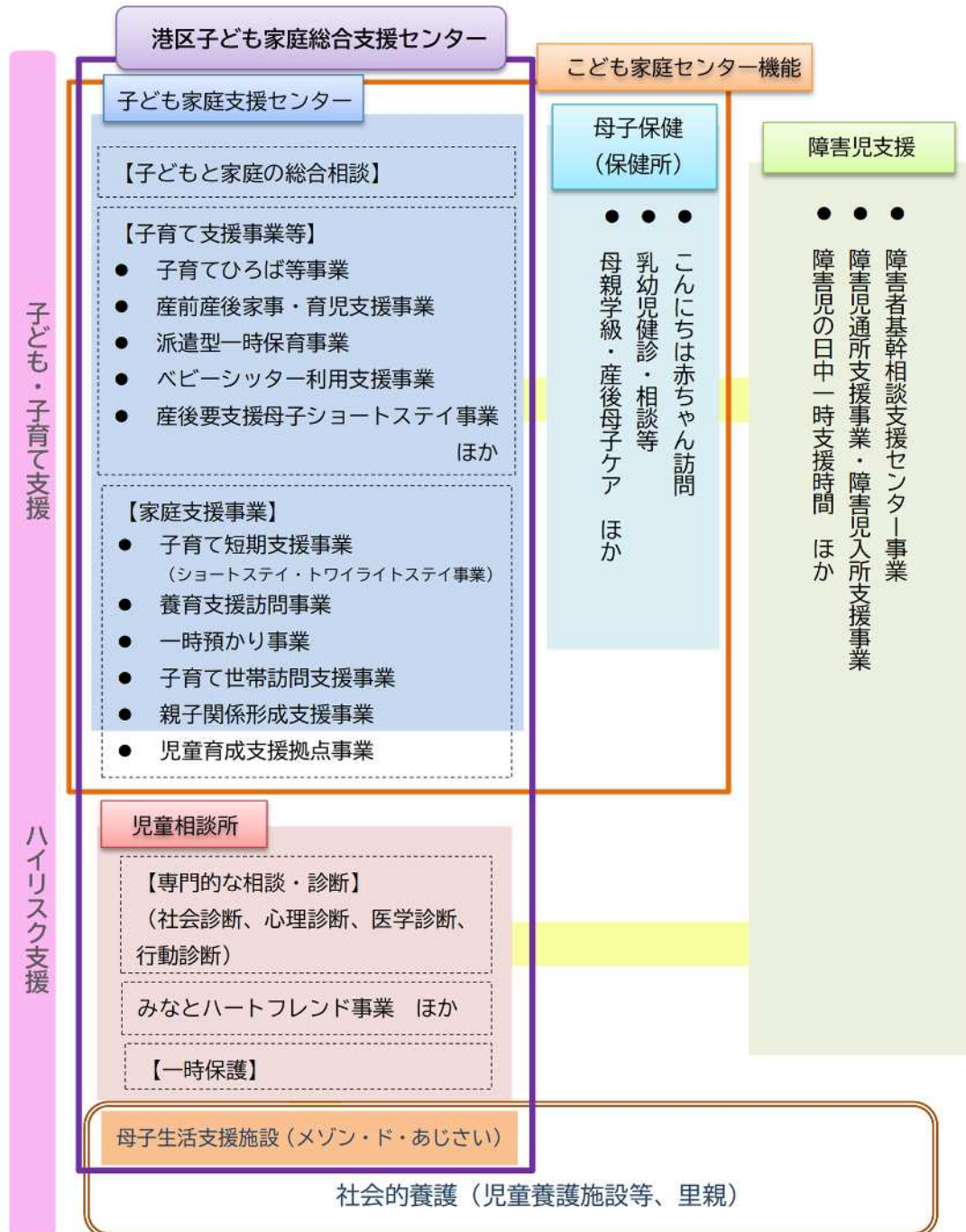
【国の策定要領で示す記載事項の計画への反映状況】

港区社会的養育推進計画	国要領で示す事項
第1章 総論	(1)(13)
第2章 区の現状と取組	-
I 社会的養育に関する現状と今後の見込み	(5)
II 具体的な取組	-
施策1 全ての子どもの最善の利益を守る環境の整備	-
1 支援が必要な妊産婦と子育て家庭等への支援	(3)(4)
施策2 社会的養育が必要な子どもへの適切な支援体制の構築	-
1 区独自の児童相談体制の強化	(11)
2 代替養育を必要とする家庭への支援	(7)
施策3 社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保	-
1 家庭と同様の環境における養育の推進 (1)里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進 (2)特別養子縁組の推進	(7)(8)
2 施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備	(9)(12)
3 社会的養護のもとで育つ子どもの自立に向けた取組	(10)
4 一時保護された子どもへの支援体制の強化	(6)
5 子どもの権利擁護	(2)

【国の策定要領で示す記載事項】

- (1)社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- (6)一時保護改革に向けた取組
- (7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11)児童相談所の強化等に向けた取組
- (12)障害児入所施設における支援
- (13)留意事項

港区の社会的養育等の体制のイメージ



(注) 港区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の3つの複合施設です。

(注) 子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の両機能を統合し、全ての子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の機能を設置し、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化しました。

8 計画の実施に向けて

区は、全ての計画において、国際的なコンセンサスである SDGs の理念との整合を図り、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした施策を推進しています。「港区社会的養育推進計画」においても、この方針に基づき、SDGs の目標を踏まえて、関連する取組を着実に実施していきます。

【持続可能な開発目標】



港区社会的養育推進計画でめざすSDGsの目標

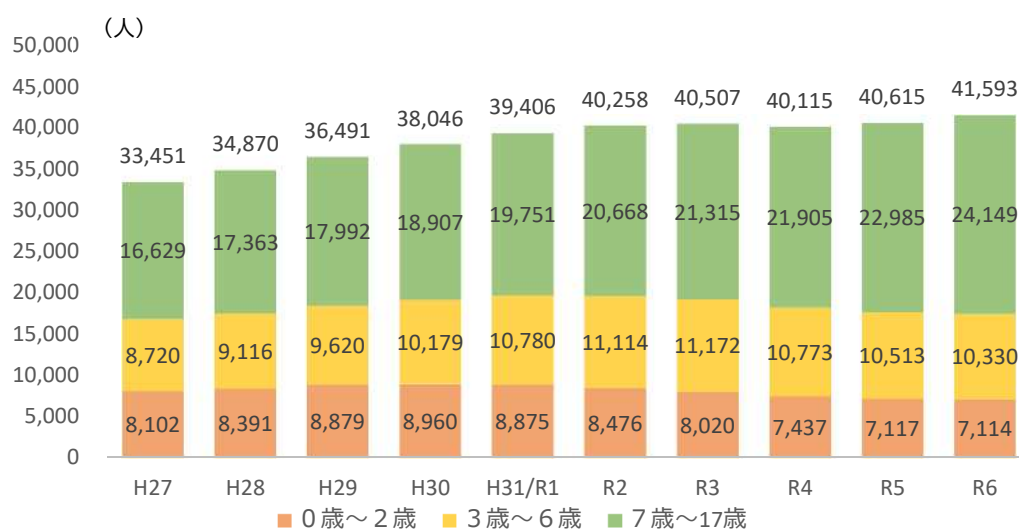


第2章 区の現状と取組

I 社会的養育に関する現状と今後の見込み

1 児童（0歳～17歳）人口

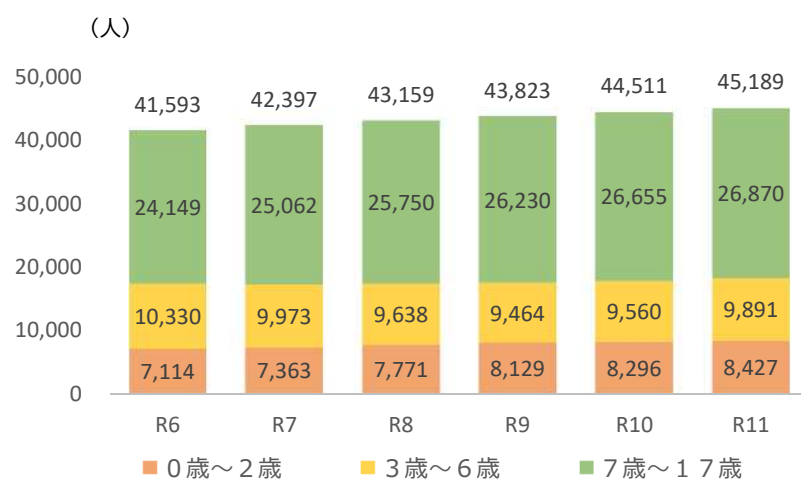
ア 現状（平成27年から令和6年までの推移）



（出典）港区住民基本台帳による年齢別人口（各年1月1日現在）

イ 見込み（令和7年から令和11年までの推計）

0歳～17歳の児童人口は、毎年増加することが見込まれています。



（出典）港区人口推計（令和6年3月）

2 代替養育を必要とする子どもの数の現状と見込み

ア 現状

令和3(2021)年度に児童相談所を開設して以降、代替養育を必要とする子ども（措置児童）は増加しています。特別区と東京都は、代替養育先となる社会的養護の資源（施設や里親等）を東京都全域で広域利用しています。

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
里親	4	4	7
ファミリーホーム	4	3	3
乳児院	2	2	4
児童養護施設	23	25	24
障害児入所施設	4	6	8
児童自立支援施設	1	1	1
合計	38	41	47

(注) 各年度末時点での人数

(注) 里親には、養育家庭、養子縁組里親、親族里親を含む。

イ 代替養育を必要とする子どもの数の見込み【年齢区分別】

(人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	4	4	4	5	5	5
3歳以上就学前	3	3	3	3	3	3
学童期以降	51	53	56	57	60	61
合計	58	60	63	65	68	69

《見込みの算出方法》

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の措置児童数の実績を基に、児童相談所に対応した養護相談対応件数の児童人口に占める割合、新規措置児童数の養護相談対応件数に占める割合、退所児童数の措置児童数に占める割合等から、措置児童数の推計を算出しました。更に潜在需要数(※5)を加え、各年度の代替養育を必要とする子どもの数を見込みました。

代替養育を必要とする子どもの数の内訳

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
措置児童数推計	51	53	56	58	60	61
潜在需要数	7	7	7	7	8	8
合計	58	60	63	65	68	69

※5 潜在需要数(次の①②を足したもの)

- ① 在宅指導中の子どものうち、施設入所が適当であったが入所とならなかった子どもの数(保護となった子どもを除く。)
- ② 一時保護され、保護解除後に帰宅したが、再度保護となった子どもの数(その後施設等に措置となった子どもを除く。)

3 里親等に委託措置する子どもの数の現状と見込み

ア 現状

代替養育を必要とする子ども(措置児童)のうち、里親及びファミリーホームに委託措置(以下、「里親等委託」といいます。)した子どもの数とその割合を年齢区分別に記載しました。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳未満	0人 (0%)	0人 (0%)	1人 (20.0%)
3歳以上就学前	2人 (50.0%)	1人 (50.0%)	1人 (100%)
学童期以降	6人 (29.6%)	6人 (20.0%)	8人 (25.0%)
合計	8人 (24.2%)	7人 (20.6%)	10人 (26.3%)

イ 里親等委託が必要な子どもの数の見込み【年齢区分別】

今後も、全ての年齢区分において委託率向上への取組が必要です。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	3	3	4	4	4	4
3歳以上就学前	2	2	2	2	2	3
学童期以降	32	33	35	36	38	38
合計	37	38	41	42	44	45

《見込みの算出方法》

代替養育を必要とする子どもの数の見込みを基に算出した次の①及び②を合算し、里親等委託が必要な子どもの数を見込みました。

① 施設入所している子どものうち里親等委託が必要な子どもの数の見込み

乳児院に半年以上措置されている乳幼児数、乳児院から児童養護施設に措置変更された幼児数、児童養護施設に1年以上措置されている幼児数、児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の児童数を合計した数

(人)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
23	24	26	26	28	28

② 一時保護している子どものうち里親等委託が必要な子どもの数の見込み

一時保護児童数から、帰宅、児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所、自立援助ホームへの入所、家庭裁判所送致が見込まれる児童数を除いた数

(人)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
14	14	15	16	16	17

ウ 里親等委託率の目標値【年齢区分別】

イで算出した数のうち、里親等委託の割合（里親等委託率）の目標値を年齢区分別に算出しました。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	1人 (33.3%)	1人 (33.3%)	2人 (50.0%)	2人 (50.0%)	2人 (50.0%)	3人 (75.0%)
3歳以上就学前	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	2人 (100%)	3人 (100%)
学童期以降	8人 (25.0%)	9人 (27.2%)	12人 (28.5%)	14人 (38.9%)	17人 (44.7%)	19人 (50.0%)
合計	10人/37人 (27.0%)	11人/38人 (28.9%)	15人/41人 (36.6%)	17人/42人 (40.5%)	21人/44人 (47.7%)	25人/45人 (55.6%)

4 施設で養育が必要な子どもの数の見込み

(人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	1	2	2	2	2	2
3歳以上就学前	1	1	1	1	1	1
学童期以降	19	19	19	20	21	21
合計	21	22	22	23	24	24

《見込みの算出方法》

代替養育を必要とする子どもの数の見込み（項番2）から、里親等委託が必要な子どもの数の見込み（項番3）を引いた数と、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の措置児童の年齢区分別割合の平均値を用いて算出しました。

5 自立支援を必要とする社会的養護経験者等(18歳以降)の現状と見込み

ア 現状

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設退所等による自立	2	1	3
措置延長(進学等)	0	1	4
自立援助ホームへ(※6)	1	2	1
自立援助ホームから自立	0	2	0
在宅指導終了後の自立	3	3	2
合計	6	9	10

※6 施設・里親委託措置解除からの入所のほか施設を経由しない件数を含む。

イ 見込み

(人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
社会的養護等経験者等 (※7)	9	9	9	9	9	9

※7 「ア 現状」の表に記載の事項に該当する者

《見込みの算出方法》

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の社会的養護経験者等(18歳以降)の、養護相談対応件数に占める割合の平均を、養護相談対応件数の推計に乗じて算出しました。

Ⅱ 具体的な取組

施策 1 全ての子どもの最善の利益を守る環境の整備



1 支援が必要な妊産婦と子育て家庭等への支援

現状と課題

- 区は、令和3(2021)年4月、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設「港区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。3機関が協働し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで地域の関係機関と連携し、子どもと家庭への切れ目ない支援を行っています。
- 港区要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、支援を必要とする妊産婦や支援対象となる児童の早期発見に努めるとともに、子ども家庭支援センターを中心に、虐待の未然防止を図るため、各家庭のニーズを踏まえた多様な支援メニューを拡充しています。
- 令和6(2024)年4月、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の両機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の機能を設置し、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化しました。
- 母子保健事業を通じて妊娠中から産後にかけて健康面や社会的な支援が必要な人を把握し、保健師が継続的な支援につなげるほか、必要な子育てサービスの情報提供を行い、妊産婦自身が自分の体のケアや育児方法等を理解し、自ら対応できるように支援を行っています。
- 令和6(2024)年4月施行の児童福祉法の改正により位置付けられた、家庭支援事業(※8)の実施により、全ての子どもの権利を擁護し、様々な事情により保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭への支援を充実させることで、虐待等に至る前の予防的支援や親子関係の再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められています。

※8 家庭支援事業…既存の子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)、一時預かり事業、養育支援訪問事業に、児童福祉法の改正により創設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業(新規3事業)を加えた6事業。区市町村による利用勧奨・措置が可能。

子ども家庭支援センター相談内容別件数

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談	750	1,025	1,075	867	920
養護その他の相談	185	176	339	326	357
保健相談	0	0	3	2	0
障害相談	8	17	26	23	6
非行相談	4	1	5	1	1
育成相談	485	441	562	552	503
その他	8	3	38	20	29
合計	1,440	1,663	2,048	1,791	1,816

(出典)「港区の子ども・家庭支援 (令和6年度(2024年度)版事業概要)」

めざす姿

- ✓ 支援を必要とする妊産婦、子ども及び家庭が早期に発見され、個々の状況に応じた家庭支援事業等が実施されるなど、一時保護に至る前の予防的支援により家庭維持が図られている。
- ✓ 安定した養育環境が整うことで、子ども一人ひとりの健やかな成長や発達、自立が保障されている。

主な取組

① 児童虐待未然防止対策等の推進

港区要保護児童等対策地域協議会の関係機関との連携を強化するとともに、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業の実施等を通じて支援対象児童を早期に発見し、的確な対応を行うことで児童虐待の未然防止を図ります。

② 家庭支援事業の実施による要支援家庭等への支援の充実

妊産婦、子どもやその家庭の課題やニーズに応えるために、「家庭支援事業」を中心とする必要なサービスや地域資源を組み合わせ、「サポートプラン」として必要な支援計画を対象者と一緒に作成し、適切な支援につなぎます。

③ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化

支援が必要な妊産婦に対して、母子保健と児童福祉の両分野が合同で対象者のアセスメントや支援方針を確認し、連携した対応ができるよう体制を強化します。

④ 特定妊婦受入れ事業の検討

出産後の養育に関して、出産前からの支援が特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）が安心して子どもを生み、育てることができるよう、区立母子生活支援施設を活用して必要な支援を検討します。

⑤ ヤングケアラー支援の推進

ヤングケアラーに対する理解を深めるための周知啓発を行うとともに、ヤングケアラー支援サポーターを養成し、地域でヤングケアラーを見守る体制を構築します。また、区の組織横断的な連携及び子ども食堂など民間団体や関係機関との連携を強化してヤングケアラーを早期に把握し、ヤングケアラー支援コーディネーターを中心に支援家庭の意向に添った支援を提供します。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③⑤

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③④⑤

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

(注) 家庭支援事業は港区子ども・若者・子育て総合支援計画に計上

● 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

(人日/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	—	3,113	3,145	3,190	3,277	3,390
(整備の) 見込み量	5,475	5,475	5,475	5,745	5,475	5,475

● 養育支援訪問事業

(回)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	—	30	30	30	30	30
(整備の) 見込み量	30	30	30	30	30	30

● 一時預かり（幼稚園型を除く）

(人日/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	—	41,768	42,187	42,796	43,968	45,484
(整備の) 見込み量	105,433	105,433	116,383	116,383	116,383	116,383

● 子育て世帯訪問支援事業

(人日/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	—	102	104	105	107	109
(整備の) 見込み量	—	102	104	105	107	109

● 親子関係形成支援事業

(世帯)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	—	9	9	9	10	10
(整備の) 見込み量	—	30	30	30	30	30

● 児童育成支援拠点事業

事業実施に向けて検討を進めます。

量の見込みは 30～40 人程度（国の手引き(※9)を用いて算出）

※9 令和7(2025)年度以降の6～17歳の推計児童数に、令和6(2024)年4月時点の6～17歳の児童のうち、不登校児童や虐待相談を受けたケースなど本事業の利用が好ましい児童数を基に、量の見込を算出します。

取組の進捗状況（評価の指標）

● ヤングケアラー支援サポーター養成講座の育成者数

(人)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
100	140	180	220	260	300

施策 2 社会的養育が必要な子どもへの適切な支援体制の構築



1 区独自の児童相談体制の強化

現状と課題

- 子どもや子育てに関する相談が多様化かつ複雑化している中、同じ施設内の児童相談所と子ども家庭支援センターが連携することで、児童虐待相談等について、迅速に情報共有、対応協議を行い、子どもの安心・安全の確保や家庭への支援を行っています。
- 児童相談所では、児童福祉司や児童心理司、医師、弁護士等が、区内外の様々な関係機関と連携し、高い専門性と幅広い視点を生かし議論を重ねながらチームで相談等に対応しています。
- 援助方針等の決定については、子どもの意向や意見を聞いた上で検討するなど、子どもの権利擁護に取り組んでいます。
- 子どもの権利を最優先に擁護し、迅速で的確な支援が行えるよう、児童相談体制を一層充実させ、職員の専門性の向上を図ることが必要です。

児童相談所相談内容別受付状況

(件)

相談種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	980	1,062	1,170
虐待相談	879	956	1,085
その他の相談	101	106	85
保健相談	1	0	0
障害相談	129	109	108
非行相談	48	64	37
育成相談	86	73	85
その他の相談	17	38	45
合計	1,261	1,346	1,445

子どもの声

「児童相談所に相談してよかった。親とのケンカが減りそう。」

「児童福祉司さんはきちんと話を聞いてくれる。やさしい。」

「児童心理司さんはやさしい。困りごとを解決してくれる。」

(一時保護中の子どもからの聞き取り内容より 令和6年8月実施)

めざす姿

- ✓ 子どもの福祉と権利が適切に守られるよう、一人ひとりの子どもの気持ちや意見に耳を傾け、援助方針が決定されている。
- ✓ 子どもの安全と安心を最優先に、常に迅速・的確な対応ができるよう、組織として議論を重ね、判断している。
- ✓ 決定した援助方針に基づき、子どもにとって最善の支援が実践できるよう、関係機関と連携し、社会資源を有効に活用できている。
- ✓ 研修等の参加により職員の専門性の向上が図られ、多様化、複雑化する様々な相談に的確に対応できている。

主な取組

① 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携強化

児童相談所と子ども家庭支援センターが同じ施設にある強みを生かし、スクリーニング会議(※10)の実施により、合同アセスメントによるリスクの共有と、主担当機関と対応方針の明確化を図り、虐待相談等への迅速・的確な対応を実践します。

※10 スクリーニング会議…主に虐待相談について、主担当機関や役割分担等を明確化するため、毎日定例的に、児童相談所と子ども家庭支援センターが合同で会議を行っています。

② 地域の関係機関との連携強化

児童相談所の専門性や子ども家庭支援センターの寄り添い支援など、それぞれの強みを生かし、地域の関係機関等と連携しながら、日ごろからケースカンファレンスや協議などをとおして、区における児童相談に関する理解と対応力の強化を図ります。

③ 児童相談所職員の専門性の強化に向けた取組

児童相談所で相談を担当する児童福祉司や児童心理司が、常にOJTを通じスーパーバイザー（※11）から指示や指導を受け、また計画的に児童相談に関する専門研修や他自治体との共同研修等に参加することで、新たな相談スキルを身に付けるとともに、ケース対応の振り返りをとおして、専門性と経験を積み重ねていきます。

※11 スーパーバイザー（SV）…児童福祉司及び児童心理司の職務遂行能力の向上を目的として指導・教育にあたる者。児童相談所では、係長級職員が、スーパーバイザー機能を有しています。

④ 子どもの声に耳を傾けた援助方針の決定

子ども自身の思いや困りごと、将来への考えなどを寄り添いながら聞き取り、援助方針の協議や決定に生かすことで、子どもの意見・意向を尊重し、子どもが方針を理解したうえで有効な支援に取り組みます。

⑤ 第三者評価の実施

児童相談所の児童相談体制及び運営・執行の質を担保するため、第三者評価を3年に1回実施し、その結果を公表します。第三者評価結果をもとに指摘事項を改善することで、更に質の高い支援の実現に努めます。

⑥ AI等を活用した相談対応機能の強化

AI・ICT機器等を導入することで「判断の迅速化と質の向上」「業務効率化」「人材育成」など児童相談所業務フロー全体の効率化を図り、相談対応機能を強化します。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③④⑤⑥

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③④⑤⑥

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

● 児童福祉司スーパーバイズ研修受講者数

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	2	2	2	2	2	2
(整備の) 見込み量	2	2	2	2	2	2

取組の進捗状況（評価の指標）

● 児童福祉司、児童心理司による子どもの声の聞き取り回数（在宅ケース一人当たり）

(回)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3	3	3	4	4	4

2 代替養育を必要とする家庭への支援

現状と課題

- 令和4(2022)年の児童福祉法改正において、児童相談所設置市は、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。
- 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障については、子どもにとって最良の代替養育先を検討するほか、適切なケースワークの実施、一時保護や措置解除後の在宅における支援等、様々な場面における支援の強化が必要です。
- 支援が必要な家庭についてもパーマネンシー保障の理念に基づき、家庭養育の維持のために、障害児支援等を含めた、家庭の状況に合わせた様々な支援が必要です。
- 広く子どもを援助していくにあたり、様々な状況の親子関係再構築のための支援体制づくりが求められています。令和3(2021)年度に児童相談所を開設して以降、親子関係再構築支援のためのスキル向上（職員のプログラム等のライセンス取得も含む）の取組を計画的に実施してきましたが、個々の親子のニーズに沿った支援のためには、より一層の継続的な幅広いスキルアップと経験の蓄積が必要です。

民間団体との協働による支援体制(令和6年度開始)

事業名	団体名
親子支援カウンセリング事業	武蔵野大学心理臨床センター
虐待カウンセリング事業	明治学院大学心理臨床センター
保護者支援グループカウンセリング事業	原宿カウンセリングセンター

保護者の声

「子どもがなぜ泣いているのか少し余裕をもって考えられるようになった。」

「うまくできなくても次気を付けようと思えるようになった。」

(保護者支援プログラム等を受講した保護者からの意見・感想)

めざす姿

- ✓ 代替養育を必要とする子どもにとって最良の養育が検討されており、措置先や措置期間について適宜検討がなされている。
- ✓ 親子関係の再構築に向けて、家庭の状況に合わせた様々な支援が実施され、子どもにとって必要なケアが継続されるなどパーマネンシーが保障されている。

主な取組

① 措置児童等への適切なケースマネジメントの実施

児童福祉司と家庭復帰支援員が定期的にケース状況を確認し、措置中の子どものケースマネジメントを確実に行います。措置解除や一時保護解除後のケースについても子どもや家庭の状況に応じて、必要な支援を継続します。

② 施設入所児童等の適切なケースマネジメントの実施

施設入所児童等の家庭復帰が難しい場合には、里親養育や特別養子縁組を検討するとともに、子どもの意思を尊重した就学や自立に向けた見通し等を適宜検討します。

③ 民間機関の支援を活用した親子関係再構築支援の実施

一時保護中や施設等入所中の子どもとその保護者だけに限らず、様々な家庭に対し、民間機関との協働による保護者支援プログラムやカウンセリング等を含めた支援を検討し、ニーズに合わせたそれぞれの選択肢を実施します。

④ 在宅家庭への支援の充実

在宅家庭については、障害児支援を含めた養育の支援の充実を図るために、子ども家庭センター、各総合支所や障害者基幹相談支援センターと連携を密に図り、ショートステイ事業などの家庭支援事業や障害児通所施設等も活用したケースマネジメント体制を充実させます。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③④

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③④

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

- 民間機関の支援（カウンセリング、保護者支援プログラム等）を活用したケース数

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	6	6	6	6	6	7
(整備の) 見込み量	6	6	6	6	6	7

- 保護者支援プログラムに関する児童相談所職員の資格取得者数

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	7	7	7	7	7	7
(整備の) 見込み量	43	50	57	64	71	78

(注) 保護者支援プログラムには、P C I T（親子相互交流療法）、ペアレントトレーニング等があります。

取組の進捗状況（評価の指標）

- 児童相談所職員による保護者支援プログラムの実施数

(ケース)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
27	28	28	29	29	30

施策 3 社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保

1 家庭と同様の環境における養育の推進



(1) 里親登録数の拡大と支援の充実による家庭養育の推進

現状と課題

- 区は、令和3(2021)年4月の児童相談所開設当初から、里親制度の普及・啓発及びリクルート、登録手続きや研修実施、里親委託時の交流及び調整、訪問等による支援、委託児童の自立支援までを行うフォスタリング業務について、民間機関と協働しながら、里親支援を包括的に実施しています。
- 区民に身近な場所で、民間機関ならではの強みを活かした多様な手法による里親の開拓や、里親への丁寧な支援等の効果的な取組により、これまでの新規養育家庭登録数が18家庭となる等、開設から4年が経ち成果が見られています。
- 一方、児童相談所の相談件数は年々増加しており、施設入所等措置が必要な児童は今後増加する見込みです。家庭で生活することが困難な子どもに対し、家庭と同様の環境における養育を推進するためには、里親の登録数を増やすとともに、里親の養育に対する支援を一層強化し、里親委託率を向上させることが不可欠です。
- また、里親と委託児童が安心して地域生活を送り、里親が安定した養育をするためには、里親支援の強化充実とともに、地域住民や関係機関の里親制度等への理解を深める取組も必要です。

《里親の種類》

里親には、子どもを養育する期間や内容により「養育家庭（里親）」のほか「養子縁組里親」「親族里親」「専門養育家庭」があります。

養育家庭（里親）	養子縁組を目的とせず、一定期間、家庭に迎え入れ養育する里親です。委託される子どもの年齢は原則 0 歳～18 歳未満までとさまざまです。 実親の状況等により、途中で元の家に戻ることもあります。短期間のみ子どもを預かる家庭もあります。
養子縁組里親	養子縁組によって、養親となることを希望する里親です。特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育します。
親族里親	両親等が死亡、行方不明、長期入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母等の三親等内の扶養義務のある親族が里親となり、その子どもを養育します。
専門養育家庭	専門的なケアを必要とする子どもを養育する里親です。養育家庭（里親）としての養育経験を有する等の一定要件を満たし、定められた研修を受講する必要があります。

（出典）港区ホームページ

里親登録数と委託家庭数

（家庭）

種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育家庭	11(5)	11(5)	17(5)	18(6)
養子縁組	17(3)	19(3)	24(3)	21(3)
親族里親	0	0	0	1(1)

（注）各年度末時点の状況

（注）（ ）は登録家庭のうち子どもを委託中の家庭数

（注）特別区と東京都は、都内全域でマッチングを行い、里親に委託しています。

里親委託数（区の子ども）と委託率

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳未満	0人 (0%)	0人 (0%)	1人 (20.0%)
3歳以上就学前	2人 (50.0%)	1人 (50.0%)	1人 (100%)
学童期以降	6人 (29.6%)	6人 (20.0%)	8人 (25.0%)
合計	8人 (24.2%)	7人 (20.6%)	10人 (26.3%)

養育家庭の声

「里親の意見を尊重しながら支援してもらっている。」
「子どもの人生の途中から関わる養育の難しさについて学びを深めたい。」
「里親同士の交流や養育の経験談を聴く機会を増やしてほしい。」
「近隣の方が里親子の関係を理解し見守ってくれるのは心強い。」
「里親制度をたくさんの人に知ってほしい。」

(養育家庭からの聞き取り内容より 令和6年9月実施)

めざす姿

- ✓ 代替養育が必要な子どもの数以上の里親登録と、様々な子どもの特性に応じた養育スキルを有する里親の登録が確保されている。
- ✓ 代替養育を必要とする子どもの状況に応じた里親又はファミリーホームへの委託が進み、一人ひとりが安定した環境の中で養育されている。
- ✓ 里親支援体制の一層の充実とともに、区民等の里親制度に関する理解が進んでおり、里親が安心して地域の中で委託児童を養育することができる。

主な取組

① 里親委託の更なる推進

施設に入所している児童の家庭復帰が難しいと判断される場合は、里親委託や養子縁組についての検討を必須とします。里親等委託に当たっては、子どもや実家庭の状況、子どもの意思等を踏まえ、就学や自立に向けた支援方針を明確化し、里親と委託児童が見通しを持って安心して生活できるよう取り組むことで、里親委託を推進します。

② 里親制度の周知促進

町会・自治会、関係機関等に児童相談所の職員が積極的に出向き、里親制度の説明を行う等により、区民や地域の関係機関の制度理解を促進し、里親と委託児童を社会全体で支援する機運の向上に取り組みます。

③ 里親支援の充実

区の登録里親が、さまざまな課題やニーズがある児童を幅広く受託できるよう、里親養育に必要な研修の充実に取り組みます。研修内容や開催方法、周知・募集方法等については、都内の各児童相談所やNPO法人である養育家庭の会とも連携しながら進めていきます。また、児童を受託中の里親が安心して安定的に養育できるよう、夜間休日の電話相談や育児家事支援者の派遣等の取組を継続し、24時間365日体制で里親と委託児童を支援する体制づくりを一層進めていきます。

④ 里親支援センターの整備

令和7(2025)年度中の里親支援センター(※12)の整備をめざします。児童相談所と里親支援センターが役割分担と連携を強化し、よりの確な里親と委託児童への支援体制を構築します。

※12 里親支援センター…里親支援等を行う児童福祉施設。令和4年の児童福祉法の改正により、里親支援は、一貫した体制で継続的、包括的に支援を行う児童福祉施設として新たに位置付けられました。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③④

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③④

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

● 里親登録(認定)数

(家庭)

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育家庭	必要量	8	9	13	14	18	22
	(整備の) 見込み量	20	23	26	29	31	33
専門里親	必要量	0	0	0	1	1	1
	(整備の) 見込み量	0	1	1	2	2	2
養子縁組	必要量	2	2	2	2	2	2
	(整備の) 見込み量	24	27	30	33	36	39

(注) 養育家庭と養子縁組里親は二重登録をそれぞれ含んだ数

● 法定研修以外の研修実施回数(登録里親)

(回)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	25	25	26	27	28	29
(整備の) 見込み量	25	25	26	27	28	29

(注) 区独自で実施する研修と都区合同で実施する研修を合わせた数

取組の進捗状況 (評価の指標)

● 法定研修以外の研修受講者数(養育家庭)

(人)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
33	51	57	63	69	74

(注) 区独自で実施する研修と都区合同で実施する研修を合わせた延べ受講者数

おしえて さとみん！①

里親支援～普及促進・リクルート～

里親制度の普及・啓発から里親のリクルート、登録手続きや研修、子どもと里親のマッチング、子どもを委託中の里親への支援、里親委託解除後のフォローまで、継続性と一貫性のある支援を包括的に実施する業務を「フォostリング業務」といいます。区では、民間のフォostリング機関と児童相談所が協働しながら里親への支援を行っています。

里親支援の一部をご紹介します。

【普及・啓発、リクルート】

里親制度の普及や里親委託の促進のため、里親についての説明会や里親経験者による養育家庭体験発表会、教職員・関係機関向け公開講座の開催、区内イベントでの普及・啓発活動などを行っています。



制度普及・啓発パンフレット



みなと区民まつりブース出展
(令和5年10月7日～8日)



区有施設でのパネル展示



里親家庭の生活を描いた絵本



おしえて さとみん!② 里親支援～相互交流・研修～

【相互交流】

里親相互の交流を深める機会として、「里親サロン」や「里親交流会」を開催しています。日々の養育について語り合ったり、情報交換を行ったりする機会となっています。



【里親研修・トレーニング】

里親登録後の里親向けに、養育力の向上を目的とした研修を行っています。「子どもの権利」や「愛着形成」などをテーマにした座学の研修から、子どもの「歯磨き」や「食事」など実践を通した研修まで様々なメニューを用意しています。



◆ひとくちメモ◆

様々な事情により家庭で暮らすことが困難な子どもが、里親家庭で特定の大人に見守られながら生活することの意義や効果として、次のようなことが挙げられます。

- 基本的信頼感を獲得し、自己肯定感が育まれる。
- 適切な家庭生活を体験する中で、人との適切な関係作りや、生活に必要な知識や技術が獲得できる。



(2) 特別養子縁組の推進

現状と課題

- 代替養育が必要な児童について、養育者の不在や実親の状況等により家庭復帰が難しい場合等は、子どもの意向や年齢等を踏まえながら、特別養子縁組について検討を行っています。また、出産後の子どもの養育に不安を抱える妊婦等に対しては、区の特別養子縁組制度や民間の特子縁組あっせん機関の案内などを行っています。家庭と同様の養育環境における養育を優先とする考え方に基づくケースワークを実践しています。
- 児童と里親のマッチングに当たっては、特別区と東京都とで連携し広域で実施しています。実親や子どもの状況等を踏まえ、新生児委託推進事業（※13）の活用も行っています。子どもと里親のマッチングから特別養子縁組成立まで、子ども担当の児童相談所と里親担当の児童相談所が、フォスタリング機関や地域の関係機関と連携して支援を行っています。

※13 新生児委託推進事業…家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象に、特別養子縁組を前提とした里親委託を行う事業。東京都と児相設置区が共同実施しています。

- 区に登録している養子縁組里親は年々増加傾向にあります。都内全域で里親と委託児童のマッチング（区の子どもと他自治体の登録里親、区の登録里親と他自治体の子ども、区の子どもと他自治体の登録里親）を行っていますが、児童相談所を介した特別養子縁組成立は年間2組程度にとどまっており、更なる取組が必要です。
- 区では、児童相談所と民間のフォスタリング機関が連携して里親の支援を行っており、養子縁組里親についても、特別養子縁組が成立した後も必要に応じて5年を目途に訪問や電話による相談、相互交流等の支援を行っています。また、民間の養子縁組あっせん機関により縁組が成立した家庭に対しても同様の支援を行っています。今後もライフストーリーワーク（※14）や真実告知（※15）、その他子どもの年齢や状況に合わせて継続的に必要な支援を行うことが求められています。

※14 ライフストーリーワーク…子どもが信頼できる大人とともに自分の生き立ちを整理し、過去・現在・未来をつなぎ、前向きに生きていけるよう支援する取組

※15 真実告知…子どもが産み親の存在と育ての親の存在を理解できるよう、発達に合った方法で子どもに伝えること。

《特別養子縁組制度について》

養子縁組制度には、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」があります。

「特別養子縁組」は、実親（生みの親）との法的な親子関係が解消され、戸籍の表記は実の親子とほとんど変わりません。

「普通養子縁組」は、実親（生みの親）との法的な親子関係は残り、戸籍上の生みの親の名前も併記され、実親と養子との間で法律上の関係が残ります。

	特別養子縁組	普通養子縁組
戸籍の表記	長男（長女）	養子（養女）
子どもの年齢	原則として 15 歳未満	制限なし （ただし、育ての親より年下であること）
迎え入れる親の年齢	原則として 25 歳以上の夫婦 （ただし、一方が 25 歳以上であれば、一方は 20 歳以上でも良い）	20 歳以上
縁組の成立	家庭裁判所が決定	育ての親と子どもの 親権者の同意 （15 歳以上は自分の意志で縁組できる）
関係の解消（離縁）	原則として認められない	認められる

普通養子縁組は養親と養子双方の合意により親子関係を形成することを目的とする制度で、一方特別養子縁組は「子どもの福祉のため」の制度です。さまざまな事情により生みの親のもとでは暮らせない子どもたちが、生涯にわたり安定した家庭生活をおくることを目的としています。

（出典）こども家庭庁HP 特別養子縁組制度特設サイト

養子縁組里親の登録数

（家庭）

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養子縁組里親	19	24	21

（注）各年度末時点の状況

養子縁組里親の成立

（家庭）

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区児童×区里親	0	0	0
区児童×他自治体里親	0	0	0
区里親×他自治体児童	2	2	1
民間あっせん機関利用等	1	1	3

養子縁組成立後の家庭への支援（対象家庭数）

（家庭）

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童福祉司指導中	2	3	2
児童福祉司指導終了	3	4	8

養子縁組里親の声

「児童相談所やフォスタリング機関が親身になってくれる。」
 「縁組成立後も、相談できる機関や場所があり、安心感がある。」
 「フォスタリング機関の研修で養親同士話せる場がある。」
 「支援に関わる機関の役割分担がよくわからなくてどうしたらよいか迷うことがあった。」
 「地域の機関や近所の人々が、特別養子縁組のことを知ってほしい。そして、こういった家族が特別ではない、と思える社会になってほしい。」

（養子縁組里親からの聞き取り内容より 令和6年9月実施）

めざす姿

- ✓ 代替養育を必要とする子どもの状況が適宜検証されており、家庭復帰が難しい場合等は、里親やファミリーホームへの委託だけでなく、特別養子縁組に向けた取組が行われている。
- ✓ 子どもが家庭的な安定した環境のもと、地域の中で安心して養育されている。

主な取組

① 養子縁組里親のリクルートの推進

民間のフォスタリング機関や乳児院など様々な機関と連携し、養子縁組里親登録に係る手続きや養育における相談支援を丁寧に行います。特別養子縁組候補児童の様々なニーズや状況に対応した適切なマッチングが進むよう、里親登録数の拡充に取り組みます。また、縁組成立後は、地域で安心して子育てができるよう、子育てサービスの紹介など、地域の関係機関とも連携します。また、養子縁組家庭に必要な支援について、民間のフォスタリング機関や民間の養子縁組あっせん機関等と協働しながら、それぞれの家庭の状況に合わせた支援を行います。

② 養子縁組里親委託の適時的確な検討と実施

養育者の不在や実親の状況等により家庭復帰が難しい場合等は、パーマネンシーの保障の観点から、特別養子縁組を検討するとともに、年齢によっては、子どもの意向を尊重しながら普通養子縁組に向けた検討を行い、実施します。

③ 特別養子縁組里親制度の普及

区民や地域の関係機関に対し、リーフレットの配布やポスターの掲示等により、特別養子縁組里親制度の周知を行うなど、制度理解の向上に取り組みます。また、地域の町内会や自治会、関係機関等に、児童相談所や民間フォスタリング機関等が出向き説明会を実施する等、制度の普及に積極的に取り組みます。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

- 児童相談所、民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
(件)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	2	2	2	3	3	3
(整備の) 見込み量	2	2	2	3	3	3

取組の進捗状況（評価の指標）

- 特別養子縁組へのフォスタリング機関等による支援件数
(家庭)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
15	17	19	22	25	28

おしえて さとみん!③

港区里親制度普及啓発キャラクター 「さとみん」の誕生

親からの虐待など、様々な事情により家庭で暮らすことができない子どもを家庭に迎え入れて養育する里親制度を、区民に普及・啓発するため、区は令和5(2023)年度に普及啓発キャラクターを誕生させました。

キャラクターの名称は、区民等から公募し、候補に挙がったものから投票により「さとみん」に決定しました。

区民の皆さんに里親制度を知っていただき、地域の里親家庭をあたたく見守っていただけるよう、また、里親になってくださる方が増えるよう、様々な場面にさとみんが登場し、里親制度の普及・啓発に取り組んでいます。



～キャラクターの使命～
『こどもの養育のバトンをつなぎ、
里親家庭を温かく見守ること』

子どもの養育のバトンをつなぎ、里親家庭を温かく見守るキャラクター。

「家族」「団らん」の花言葉があり、港区の花でもあるアジサイをモチーフにしたずきん、大切なものを入れるおうちの形のカバン、人と人をつなぐ首元のリボンもポイントです。



ラッピングバス（港区コミュニティバス（ちいバス））



さとみんグッズ

◆ひとくちメモ◆ さとみんデータ

誕生日:11月23日

性格:みんなの癒し系、人懐っこい

趣味:カフェめぐり、ガーデニング

好きな食べ物:あじさいゼリー、金平糖

好きな花:あじさい

特技:握手、みんなを元気づけること、応援すること



港区里親制度普及啓発キャラクター
さとみん

2 施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備

現状と課題

- 区内には、乳児院が2か所、母子生活支援施設が1か所あります。児童養護施設等は、都内全域で広域利用しています。
- 乳児院では、何らかの理由で家庭での養育が困難となった子どもの一時保護委託や入所措置を行い、家庭復帰等に向けた支援を行っています。また、保護者が疾病等の理由により一時的に養育することが困難な場合に、子どもを預かるショートステイ事業を実施しています。
- 児童養護施設等では、子どもや家庭の状況による入所理由や入所期間を踏まえ、支援に向けた計画書を子ども本人や児童相談所等と一緒に策定しています。子どもの健全な成長を支えながら、各々が抱える課題の解決や解消に取り組み、家庭復帰や自立に向けた支援に取り組んでいます。
- 母子生活支援施設では、住まいや育児、就労などにおける様々な課題を抱える母子を保護し、母子支援員による生活指導や就労指導など、安定した生活と自立に向けた支援を行っています。また、子どもに対する学習支援も行っています。
- 障害福祉施設では、家庭での養育が困難となった障害児の一時保護やショートステイを行っています。また、障害児入所施設に入所している子どもが、18歳以降、成人として障害者支援施設への入所や地域のグループホーム等へのスムーズに移行できるよう、関係部署による事前の調整等を行っています。
- 子どもや保護者には、それぞれの考え方や意向があるため、各施設がいかに良好な関係を築きながらニーズを捉え、親子関係再構築に向け個別化したケア等を行いながら、課題の解消や軽減を図り、家庭引取後に安定した養育が行われるよう支援していくかが課題です。

区内の乳児院及び母子生活支援施設

種類	設置	施設名	定員
乳児院	社福法人	慶福育児会麻布乳児院	70 人
乳児院	社福法人	東京都済生会中央病院附属乳児院	35 人
母子生活支援施設	区立	母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい	－

施設職員の声

「在宅支援に関する取組及び地域のニーズに合わせた取組としてショートステイを行っている。」

「里親支援専門相談員等を配置し、退所後のアフターケアについても体制を整えている。」

「地域の方々への支援として子育てひろば事業等の新たな地域支援事業等も検討していきたい。」

(区内乳児院からの聞き取り内容より 令和6年9月実施)

めざす姿

- ✓ 社会的養護のもとで暮らす子どもが、それぞれの状況に応じて、家庭と同様の養育環境やパーマネンシー保障の理念に基づき、安心して安全に生活し、心身ともに健やかに成長する姿が見られる。
- ✓ 区内の乳児院及び母子生活支援施設に、児童の状況や家庭のニーズに合わせた多様な機能が備わっており、それぞれの施設の設置目的を的確、適切に果たせる実施体制が構築されている。

主な取組

- ① 子どものニーズを的確にとらえた区内乳児院の運営に向けた支援
入所している子どもへの適切な養育や、退所後に地域で関係機関が連携して相談支援が行えるよう行政機関が一体となって乳児院を支援、指導します。

② 施設における地域の実情に合わせた支援等の実施

一時保護委託や、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施施設（※16）においては、子どもや家庭の状況に合わせた支援が実施されるよう、児童相談所や子ども家庭支援センターが施設と丁寧な連携を行います。また、区立母子生活支援施設における特定妊婦の支援について検討します。

※16 麻布乳児院及び済生会中央病院付属乳児院で実施

③ 子どもにふさわしい入所施設の決定

子どもと家庭の状況を考慮して、面接や診断等により、子どもや保護者の意向を丁寧に聞き取ります。その上で、子どもにとって適切な養育やその後の的確で適切な支援が行えるよう入所施設を決定します。

④ 児童養護施設等と連携した子どもや家庭への支援

子どもや家庭の状況に応じた支援計画等をもとに、児童養護施設等と連携し個別的な支援を行い、家庭復帰支援や自立支援を進めます。

⑤ 障害者施設への適切な移行の支援

障害のある児童について、障害の状況に合わせて連続性のある支援を行うため、支援者間での引継ぎや情報共有を丁寧に行います。障害児施設から障害者施設へ切れ目のなく適切なケアが継続できるよう支援を行います。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③④⑤

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③④⑤

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の区内乳児院での受入数
(人日)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	—	3,113	3,145	3,190	3,277	3,390
(整備の) 見込み量	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825

(注) 整備の見込み量は、区内乳児院分のみ計上しています。

取組の進捗状況（評価の指標）

- 児童福祉司による施設入所中の児童への訪問回数
(回)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
232	240	252	260	272	276

3 社会的養護のもとで育つ子どもの自立に向けた取組

現状と課題

- 令和4(2022)年の児童福祉法の改正において、都道府県の業務として措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことが位置付けられました。また、社会的養護のもとで生活する子どもの置かれている状況や、意見、意向に沿って支援が継続されるよう、年齢要件等の弾力化が規定されました。
- 社会的養護のもとで暮らす子どもの多くは、区外の施設や里親のもとで暮らしており、自立後も、施設や里親の家の近くに生活の拠点を置くことが少なくありません。そのため、どこに居所を構えても困ることが無いよう、早い段階から児童相談所の担当児童福祉司や児童心理司が施設職員や里親等と連携し、子どもの意向を聞き取り、自立に向けた準備を進めています。意向に沿った進路選択ができるよう必要な情報の提供、学校や職場等の見学やサービス利用機関への同行等を行なうとともに、自立後に利用できる経済的支援等についても、必要な時に利用できるようサポートを行っています。
- 必要に応じて施設や里親委託の措置を延長したり、児童自立生活援助事業（※17）を利用して自立への準備を継続したりする子どももいます。
※17 児童自立生活援助事業…家庭や施設等を離れた子どもたちが自立して生活できるように支援するための事業。義務教育終了後、児童養護施設等を退所した子どもなどが対象となる。
- 社会的養護のもとから自立する子どもについて、置かれた状況は一人ひとり異なるため、個々に合わせた支援を行うことが必要です。自立に向けて、本人の意向に沿った次の支援機関に確実に繋ぐことが課題です。

自立を必要とする社会的養護経験者等（18歳以降）の状況

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設退所による自立	2	1	1
措置延長（進学等）	0	1	4
自立援助ホームへ（※18）	1	2	1
自立援助ホームから自立	0	2	0
在宅指導終了後の自立	3	3	2
合計	6	9	8

※18…施設・里親措置解除からの入所のほか施設を経由しない件数を含む

社会的養護経験者の声

「自立に向けてアルバイトをがんばった。」
 「自立するにあたって、責任を感じた。」
 「自分の今後に慎重に動かないといけないと思った。」
 「目標を達成するために、必要なことを逆算して考えた。」
 「家族や学校、周りにいる頼れる人に頼った。」

（社会的養護経験者からの聞き取り内容より 令和6年9月実施）

めざす姿

- ✓ 子どもが望む進路選択ができるよう、担当児童福祉司と施設職員等が早い段階から連携し自立に向けた支援を丁寧に行うことができる。
- ✓ 自立後に、困ったことや不安なことがあった時に、適切な機関に相談できるよう、必要な情報提供が行えている。
- ✓ 必要に応じて、施設等入所措置の延長や、児童自立生活援助事業を利用して自立することを子どもに提案し、関係機関と連携して計画的に支援できている。

主な取組

① 自立支援計画に基づく支援の実施

自立後にどこに生活の拠点を構えても、子どもの状況や課題に応じた援助が確実に受けられるよう、相談支援体制を構築します。そのために、児童福祉司等が定期的に施設や里親宅を訪問し、子どもの意向に寄り添いながら助言を重ね、子どもと担当児童福祉司、施設職員や里親、フォスタリング機関の職員等が協働して自立支援計画を策定し支援を行います。

② 一人ひとりの状況に合わせた自立に向けた支援の実施

施設や里親のもとから自立する子どもが、安心して新たな生活をスタートできるよう、担当児童福祉司等が施設職員や里親等と協力し、住まいや就学・就労、経済的な課題等に関する相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

特に、区外に生活の拠点を構えて自立を希望する子どもに対しては、できるだけ早い段階から、利用可能なサービスや相談できる機関等について説明するとともに、支援機関が連携し、必要な情報の共有や子どもを含めた関係者が一堂に会して顔つなぎによる引継を実施します。

③ 措置延長や児童自立生活援助事業による支援の実施

必要な場合には、施設入所や里親委託等の措置を20歳まで延長して、支援を継続します。その後も更に自立への支援が必要な場合には、子どもの意向を確認したうえで児童自立生活援助事業を活用し、自立後の安定した生活に向けた支援を行います。

④ 「(仮)みなと社会的養護自立支援ミーティング」による支援の実施

社会的養護のもとで暮らす子どもの自立に向けた協議の場として「(仮)みなと社会的養護自立支援ミーティング」を実施し、子どもの意見・意向の確認や自立に向けて必要な情報の共有、支援内容について協議し自立に向けた支援を行います。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③④

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③④

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

●施設・里親等と協働して自立を支援する実施件数

(件)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	4	4	4	4	5	6
(整備の) 見込み量	4	4	4	4	5	6

取組の進捗状況（評価の指標）

●（仮）みなと社会的養護自立支援ミーティングの実施回数（一人当たり）

(回)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3	3	3	3	3	3

4 一時保護された子どもへの支援体制の強化

現状と課題

- 定員 12 名（幼児 4 名、女児学齢 4 名、男児学齢 4 名）の小規模な一時保護所で、家庭的養育を基本とし、一人ひとりの子どもが安心して過ごせる環境作りに取り組んでいます。
- 意見箱の設置、子ども会議の実施などにより、常に子どもの意見を尊重した生活環境の改善に取り組んでいます。
- 児童福祉司や児童心理司と連携を図り、一時保護所職員が聞き取った意見・意向やアドボケイト（意見表明等支援員）の聞き取り内容を必要に応じて共有するなど、子どもの意向を大切にした方針の確認、在籍校への通学支援等、個々の子どもの権利擁護に取り組んでいます。
- 対応が困難な児童も含め、様々な状況の子どもがより良い環境のもとで過ごし、今後の対応を見極める行動観察を的確に行えるよう、保護所職員の専門性向上の取組が課題です。
- 一時保護解除後は、約 7 割の子どもが家庭復帰しており、代替養育の子どもだけでなく、在宅支援も含めた子どものパーマネンシー保障への取組が必要です。

一時保護の状況

		(人)		
種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一時保護児童数		96	55	68
()身柄付き通告(※19)		(29)	(24)	(28)
内訳	乳幼児	33	23	16
	学齢女子	28	12	20
	学齢男子	35	20	32

※19 身柄付き通告…児童福祉法第 25 条に基づき、一時保護が必要と思われる児童について警察から児童相談所に通告すること。

子どもの声

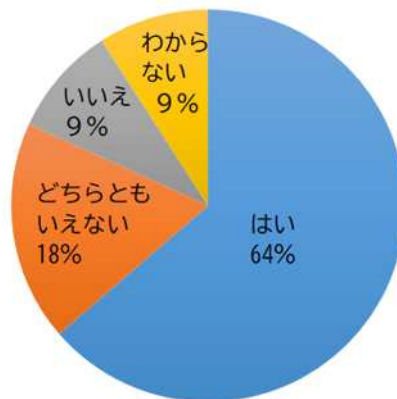
「一時保護所は危なくないから安心できる。」

「起床時間が早すぎる。学校が遠いから早く起きないといけない。」

「一時保護所に来たら嫌な夢を見なくなった。不安だなんていう気持ちがなくなった。」

(一時保護中の子どもからの聞き取り内容より 令和6年8月実施)

◆ 一時保護中に不安(心配な事)を感じた時、職員は話を聞いてくれますか。



(令和5年度 一時保護所第三者評価アンケート)

めざす姿

- ✓ 子どもが安心して過ごせる環境を整えるために、子どもの声を聞きながら、常に生活におけるルール等が見直されている。
- ✓ 一時保護所での行動観察と児童福祉司、児童心理司の見立てを踏まえたケースワークが行われており、子どもの意向を尊重した方向性が検討されている。

主な取組

① 一時保護所の適正な運営の推進

「港区一時保護施設の設備及び運営基準」等に基づいた適正な運営により、保護児童の権利が擁護され、安心した生活が送れるよう環境を整えます。3年に1回第三者評価を受審し、適正な運営を確保します。

② 保護児童の権利擁護を尊重した環境づくり

意見箱の設置、子ども会議の実施、児童相談所職員による意見の聞き取り等を活用し、入所児童の意向に沿った生活が保障されるよう、生活ルール等の適宜の見直しなどを柔軟に行います。

③ 一時保護職員の専門性の向上

所内スーパーバイズや、一時保護所専門相談員によるケースの振り返りや相談を実施するほか、個々の職員に合わせて所外研修を計画的に活用し、職員の専門性の向上を図ります。

④ 子どもの状況に合わせた一時保護の実施

区の一時的保護施設のほか、児童養護施設、乳児院や養育家庭への一時保護委託先を検討し、子どもの状況に合わせた一時保護を実施します。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③④

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③④

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

● 一時保護施設職員に対する研修の受講者数(延べ数)

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	267	270	273	276	279	282
(整備の) 見込み量	267 (40)	270 (41)	273 (42)	276 (43)	279 (44)	282 (45)

(注) 必要量の()内は研修の実施回数

取組の進捗状況（評価の指標）

● 心配や不安を感じた時の職員の対応への満足度

(%)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
64	66	68	70	75	80

おしえて さとみん! ④

一時保護所はどんなところ？

一時保護所は、児童福祉法第 12 条の 4 に基づき、児童相談所に付設する、子どもを一時的に保護、行動観察、生活指導等を行う施設です。

港区の一時保護所は 12 名定員とし、2 歳以上 18 歳未満の子ども達を、家庭的なあたたかい環境の中で、一人ひとりに寄り添い支援を行っています。

令和 4 年(2022)年 6 月、児童福祉法が改正され、一時保護施設独自の設備・運営基準が施行されたことを受け、区は新たに「港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」が制定しました。

子どもの権利擁護や個別的なケアを推進する等、今後も個々の状況に合わせた対応の工夫に取り組めます。



居室は個室を基本としています

一時保護中も在籍校と連絡を取り、学習の場を保障します。通学も可能です。



体育館

◆ひとくちメモ◆

一時保護は、一時保護所のほか、児童養護施設や乳児院、里親等に一時保護委託をすることができます。区では 2 歳未満の場合、ほとんどが乳児院へ一時保護委託を行っています。

また、特別区の児童相談所設置区と東京都は協定を結び、一時保護委託を行える仕組みを整えています。



5 子どもの権利擁護

現状と課題

- アドボケイト（意見表明等支援員）として、定期的に一時保護中の子ども（毎週）や措置中の子ども（適宜）から意見や要望を聞き取っています。
- 聞き取った内容は、必要に応じて児童相談所の職員や施設職員等に共有され、日々の支援や施設の環境改善等に反映させています。
- 一時保護所では、意見箱の設置や、子ども同士で生活のルールについて話し合う子ども会議を実施し、生活において子どもの権利擁護が図られる体制を整備しています。子どもが意見を表明することができる仕組みについては、一時保護開始時の説明だけでなく、保護中も適時行うことが必要です。
- 社会的養護のもとで生活することとなった子どもには、児童福祉司が子ども自身の権利について説明し「子どもの権利ノート」が手渡されます。ノートには守られるべき子どもの権利や、その権利を侵害された時の相談先が記載されています。
- 一時保護や施設入所、里親委託、在宅指導の措置等において、子どもの年齢や発達の状況等に応じてあらかじめ意見を聞き（意見聴取等措置）、可能な限り子どもの意見や意向を尊重した援助方針を決定することが必要です。

アドボケイト（意見表明等支援員）による意見聴取の実施状況（延べ数） （人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時保護児童	57	138	126
施設入所等児童	11	3	3

（注）一時保護児童については令和3（2021）年度は月1回実施。令和4（2022）年度から毎週実施。

子どもの声

「子ども会議で意見が言いたいのに言えない人がいないか心配。一人ひとり意見を出し合えると良いと思う。」

「困りごとをいっぱい相談するけど、わかりきった答えしかかえってこない。思っている（期待している）答えがかえってこない。」

（一時保護中の子どもからの聞き取り内容より 令和6年8月実施）

めざす姿

- ✓ 社会的養護のもとで過ごす子どもの意見を聞き取るあらゆる機会が整えられており、子どもがいつでも意見を表明することができる。
- ✓ 措置等について、あらかじめ子どもの意見や意向が確認された上で検討・決定されている。決定後は、子どもへの丁寧な説明が実施され、本人の意思と反する場合も、児童福祉審議会における里親・子どもの権利擁護部会等で検討される等、可能な限り子どもの意見や意向が尊重される仕組みが整っている。

主な取組

① 子どもの権利擁護を尊重した一時保護の実施

家庭から離れ一定の権利の制約を伴う一時保護においては、アドボケイトによる定期的な面談のほか、意見箱の設置や子ども会議の実施等、子どもが意見を表明できる機会を十分に確保し、表明された意見や要望が実現できるよう支援します。

② アドボケイトによる子どもの意見表明の機会の確保

一時保護中の子どもだけでなく、施設等に入所中の子どもについても、子どもが望んだ時には速やかにアドボケイト（意見表明等支援員）への意見表明の機会を確保し、生活の悩みや措置に関する意見や要望に対し適切に対応できるよう取り組みます。

③ 子どもの意見や意向を尊重した措置等の実施のための環境の整備

在宅指導、里親委託、施設入所、一時保護などの措置等において、あらかじめ子どもから意見を聞き、所内の援助方針会議や協議において検討し、援助方針に反映させます。措置の実施中に処遇に対する意見や意向が聴かれた時は、必要に応じて児童福祉審議会における里親・子どもの権利擁護部会等において、調査審議・意見具申を行える体制を整えます。

関連計画

港区地域保健福祉計画 ①②③

港区子ども・若者・子育て総合支援計画 ①②③

関連計画の詳細



資源等の必要量の見込み

- 社会的養護等のもとで過ごす子どもを対象とした意見表明等支援事業の利用可能数（延べ数）

《一時保護中の子ども》

(回)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	352	372	392	412	432	452
(整備の) 見込み量	624	624	624	624	624	624

《施設入所中の子ども》

(回)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要量	58	60	63	65	68	69
(整備の) 見込み量	116	120	126	130	136	138

取組の進捗状況（評価の指標）

● 子どもの権利擁護に関する所内研修の参加職員数

（人）

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
52	55	60	65	70	75

おしえて さとみん! ⑤

子どもの意見表明等を支援する環境整備（一時保護所での取組）

令和4(2022)年の児童福祉法の改正では、子どもの権利擁護の環境整備を行うことが都道府県（児童相談所設置市）の業務として位置付けられました。

ここでは、一時保護所での子どもの意見表明等を支援する取組を紹介します。

【意見箱の設置】

リビングに設置されています。
欲しい物、してほしいことは黄色の用紙に、言いたいことは青色の用紙に記入します。
直接、東京都の子供の権利擁護専門員に届く封ができる困りごと相談用紙も設置されています。



意見箱(リビングに設置)

【アドボケイト】

第三者のアドボケイト（意見表明等支援員）による聞き取りが毎週行われます。
今の気持ちや、一時保護所の生活のこと、今後についてどのように考えているかなどを聞き取り、必要に応じて一時保護所の職員や担当児童福祉司等に内容を伝えることもあります。

【子ども会議の開催】

月1回、自分たちの生活に関すること（ルールや環境等）について話し合い、職員に伝えます。
職員による大人会議で要望内容を検討し、翌週には回答するようにしています。

◆ひとくちメモ◆

これまでに子ども会議での要望から、平日もゲームができるようになったことがありました。各自が入浴時間を少しずつ短くすることで実現させようと子どもたちと考えながら生活のルールを変えていくこともあります。

意見箱への意見で一番多いのは黄色い紙（欲しい物）で、漫画の最新刊や本のリクエストなどです。



第3章 参考資料

1 計画策定に向けた検討経過

実施日等	会議等
令和6年 5月31日	第1回港区社会的養育推進計画策定委員会
7月24日	第2回港区社会的養育推進計画策定委員会
8月9日	港区児童福祉審議会 第1回社会的養育推進計画策定部会
10月1日	第3回港区社会的養育推進計画策定委員会
10月30日	港区児童福祉審議会 第2回社会的養育推進計画策定部会

2 検討体制

(1) 港区社会的養育推進計画策定委員会委員(令和6年度)

役職	職名	氏名
委員長	児童相談所長	岡野 安成
副委員長	児童相談課長	中島 由美子
委員	保健福祉支援部障害者福祉課長	宮本 裕介
委員	みなと保健所健康推進課長	土井 重典
委員	子ども家庭支援部子ども政策課長	西川 杉菜
委員	子ども家庭支援部子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
委員	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター所長	石原 輝章
委員	児童相談所相談援助担当課長	菅原 正興
委員	児童相談所相談援助担当課長	奥村 直人

事務局：児童相談課

(2) 港区児童福祉審議会 社会的養育推進計画策定部会 委員

	氏名	役職
部会長	横堀 昌子	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授
委員	岡尾 良一	東京都済生会中央病院附属乳児院 院長
委員	長田 淳子	フォスタリングチームみなと 統括責任者 (二葉乳児院 副院長)
委員	川瀬 信一	一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事
委員	馬淵 泰至	弁護士

3 関連計画一覧

名称	内容
港区地域保健福祉計画	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に改定・策定するものです。
港区子ども・若者・子育て総合支援計画	子ども・若者が健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会の実現をめざすとともに、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進することを目的とした計画です。「港区子ども・子育て支援事業計画」など、関係する計画を一体的に策定するものです。

関連計画の詳細



区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を
一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2024●●●●—●●●●

港区社会的養育推進計画
(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)
(素案)
令和6(2024)年11月発行

発行：港区

編集：港区児童相談所児童相談課

港区南青山五丁目7番11号

TEL 03-5962-6500(代表)

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

二次元
コード

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

